

食品中の残留農薬基準が設定された成分を含有する資材の取扱いについて（案）

1 残留農薬基準と特定防除資材との整合性

食品中の残留農薬基準は、人が摂取すると健康影響を及ぼすおそれのある農薬成分について、農産物中に残留する量の限度を規制するものである。食品中の残留農薬基準については、食品衛生法第 11 条第 1 項の規程に基づき、食品衛生上の観点から、農産物に残留する農薬の成分である物質の量の限度として厚生労働大臣が定め、基準を超える農薬が残留する農産物に対し販売禁止等の措置が取られる。従って、農薬を使用する場合は残留農薬基準を超えて農薬が残留しないようにすることが必要である。

このため、農薬登録保留基準として残留農薬基準が用いられ、登録検査の段階で申請書に記載された使用方法どおりに農薬を使用した場合に残留農薬基準を超えないことを確認した上で登録している。また、農薬の使用場面において、この残留農薬基準を超えないよう、農薬使用基準を定め、農薬使用者にその遵守を義務付けている。

一方、特定防除資材はその原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとされており、農薬の使用方法を含む農薬取締法第 7 条の規定に基づく表示の義務は課されておらず、農薬使用基準の規制対象とはなっていない。

このため、残留農薬基準が設定された成分が含まれる資材を特定防除資材に指定した場合、その含有成分が残留農薬基準を超えないように使用されることを法的に担保することができないといった問題が生じることから、残留農薬基準が設定された成分が含まれる資材については、特定防除資材に指定することはできず、使用方法が法的に規制される登録農薬としない限り農薬として使用してはならないものとするべきではないか。

2 指定保留資材のうち残留農薬基準が既に定められている成分を含有する資材

これまでに特定防除資材への指定が保留されている資材のうち、残留農薬基準が設定された成分をその成分として含むものは、殺虫成分であるピレトリンを 1 % 程度含む除虫菊粉末が挙げられ、また除虫菊からピレトリンを抽出した後の抽出粕（ピレトリンを多少含む）もこれと同様のものと考えられる。

除虫菊粉末は、過去の農薬登録の際に、ウンカ類、アブラムシ類、アオムシ類等に対する殺虫効果が確認されており、一方で各種の毒性試験に基づきその有効成分であるピレトリンの一日許容摂取量（ADI）が設定されている。

なお、ピレトリンの他、臭素、鉛及びヒ素について残留農薬基準が定められている。これらの天然に存在する元素は、微量であればあらゆるものに含まれているが、これらの元素を含む化合物そのもの又はこれが意図的に加えられている資材については特定防除資材の指定の検討の対象外とすべきと考えられる。これらの元素を含む資材で、特定防除資材への指定が保留されている資材としては、種子にまぶして鳥の食害忌避に用いると情報提供のあった光明丹（別名鉛丹。四酸化三鉛）が挙げられる。

従って、現時点では、除虫菊を含む資材及び光明丹については、特定防除資材の指定の検討の対象から除外するべきではないか。

（参考）食品中に残留する農薬等のポジティブリスト化における特定防除資材の 取扱いの検討状況

特定防除資材については、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会において、食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質」として整理する方向で検討が進められている。これは、特定防除資材が、その法律上の定義からみて、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるもののみが指定されることになっているためである。